

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 規則

ページ

- 北九州市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則【産業経済局事業部管理課】 2438

### ◇ 公告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】 2439
- 道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】 2440
- 特定調達契約の締結【総務企画局情報政策室】 2443
- 請負契約に係る共同企業体による一般競争入札の公告【契約室契約課】 2444
- 請負契約に係る一般競争入札の公告（12件）【契約室契約課】 2446
- 大規模小売店舗の変更事項の届出（4件）【産業経済局地域産業振興部商業振興課】 2469

### ◇ 上下水道局

- 請負契約に係る一般競争入札の公告（3件）【上下水道局総務経営部総務課】 2477

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則

特別観覧席の特別料金を次のとおり改定することにしました。

- (1) 西スタンド特別観覧席 200円。ただし、若松モーターボート競走場で競走実施機関の定める選手出場あっせん規程第6条第1項第1号又は第2号に規定する競走を行う日に利用するときは、500円とする。
- (2) ロイヤル席 1,000円。ただし、若松モーターボート競走場で競走実施機関の定める選手出場あっせん規程第6条第1項第1号又は第2号に規定する競走を行う日に利用するときは、3,000円とする。

この規則は、平成25年9月26日から施行することにしました。

北九州市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月11日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第49号

北九州市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則

北九州市モーターボート競走実施規則（昭和39年北九州市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第52条第1項第1号中「500円」を「200円。ただし、若松モーターボート競走場で競走実施機関の定める選手出場あっせん規程第6条第1項第1号又は第2号に規定する競走を行う日に利用するときは、500円とする。」に改め、同項第2号中「3,000円。ただし、競走開催の日に当日の番組の第8回目となる競走に係る勝舟投票券の発売開始時以後に利用するときは1,500円、競走開催の日以外の日で若松モーターボート競走場以外の競走場における競走に係る勝舟投票券の発売を行う日に利用するときは1,000円とする。」を「1,000円。ただし、若松モーターボート競走場で競走実施機関の定める選手出場あっせん規程第6条第1項第1号又は第2号に規定する競走を行う日に利用するときは、3,000円とする。」に改める。

付 則

この規則は、平成25年9月26日から施行する。

北九州市公告第705号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成25年9月11日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区中の原三丁目2100番71、2100番125から2100番135まで及び2100番140から2100番150まで	北九州市八幡西区折尾三丁目3番22号 新日本ホームズ株式会社 代表取締役 舟木和博
北九州市八幡西区大字本城2664番1及び2665番1	北九州市八幡西区大字本城3024番地の1 堺建設工業株式会社 代表取締役 堺 恭助

北九州市公告第706号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を、次のとおり指定した。

平成25年9月11日

北九州市長 北橋健治

1 指定年月日及び指定番号

平成25年9月11日 第644304号

2 路線名

路線名	事業名	幅員 (m)	延長 (m)	起点	終点
片野新町15線	城野駅北土地区画整理事業	50.00	50.00	北九州市小倉北区片野新町三丁目4番	北九州市小倉北区片野新町三丁目4番
片野新町16線	城野駅北土地区画整理事業	9.00～15.00	426.00	北九州市小倉北区片野新町三丁目4番	北九州市小倉北区片野新町三丁目4番
片野新町17線	城野駅北土地区画整理事業	4.00	68.00	北九州市小倉北区片野新町三丁目4番	北九州市小倉北区片野新町三丁目4番
片野新町18線	城野駅北土地区画整理事業	4.00	15.00	北九州市小倉北区片野新町三丁目4番	北九州市小倉北区片野新町三丁目4番
片野新町19線	城野駅北土地区画整理事業	4.00	15.00	北九州市小倉北区片野新町三丁目4番	北九州市小倉北区片野新町三丁目4番
三郎丸片野新	城野駅北土	8.00～	750.00	北九州市	北九州市

町1号線	地区画整理 事業	12.00		小倉北区 三郎丸二 丁目11 5番36	小倉北区 片野新町 三丁目4 番
城野団地2号 線	城野駅北土 地区画整理 事業	6.00~ 9.00	249.00	北九州市 小倉北区 城野団地 70番2	北九州市 小倉北区 城野団地 70番2
城野団地3号 線	城野駅北土 地区画整理 事業	7.00	36.00	北九州市 小倉北区 城野団地 70番2	北九州市 小倉北区 城野団地 70番2
城野団地4号 線	城野駅北土 地区画整理 事業	6.00	111.00	北九州市 小倉北区 城野団地 70番2	北九州市 小倉北区 東城野町 5番2
東城野町2号 線	城野駅北土 地区画整理 事業	6.00~ 9.00	339.00	北九州市 小倉北区 東城野町 5番2	北九州市 小倉北区 東城野町 5番2
東城野町3号 線	城野駅北土 地区画整理 事業	6.00~ 15.00	620.00	北九州市 小倉北区 東城野町 5番2	北九州市 小倉北区 東城野町 5番2
東城野町4号 線	城野駅北土 地区画整理 事業	6.00	101.00	北九州市 小倉北区 東城野町 5番2	北九州市 小倉北区 東城野町 5番2
東城野町5号 線	城野駅北土 地区画整理 事業	4.00	15.00	北九州市 小倉北区 東城野町 5番2	北九州市 小倉北区 東城野町 5番2
三郎丸30号 線	城野駅北土 地区画整理 事業	6.00	41.00	北九州市 小倉北区 三郎丸二	北九州市 小倉北区 三郎丸二

				丁目13 28番1	丁目11 5番36
三郎丸1号線	城野駅北土 地区画整理 事業	6.00	139.00	北九州市 小倉北区 三郎丸二 丁目18 8番3	北九州市 小倉北区 三郎丸二 丁目70 番4

北九州市公告第708号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年9月11日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
電子計算機システム賃貸借及び使用 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市総務企画局情報政策室  
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成25年3月29日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社日立製作所九州支社  
福岡市早良区百道浜二丁目1番1号
- 5 契約金額  
月額263万8,650円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第10条第1項第2号に該当するため

北九州市公告第709号

共同企業体による一般競争入札により、(仮称)萩原団地第1工区市営住宅建設工事の請負契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年9月11日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	(仮称)萩原団地第1工区市営住宅建設工事	
	工事場所	北九州市八幡西区萩原二丁目3番	
	工事内容	鉄筋コンクリート造8階建て 32戸	
	工期	請負契約締結の日から450日間	
	予定価格	2億9,414万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)	
	総合評価方式	適用する。	
2 競争入札参加資格(次のいずれにも該当する者であること。)	共同企業体の構成員の資格	登録	建設工事に資格業者名簿(注1)に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
		登録工種	建築工事
		等級(注2)	A
		許可	建築工事業について特定建設業の許可(注3)を受けていること。
		所在地	本店又は主たる営業所(注4)が北九州市内にあること。
	手持工事等	施工(指名)実績	平成15年度以降、北九州市(上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。)が発注した建築工事について、単体又は共同企業体の構成員として契約実績又は指名実績(基準適合型指名競争入札の指名実績を除く。)があること。
			(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格3億円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の建築工事を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した建築工事の優良業者であるとき。 イ 北九州市工事請負契約約款第20条(上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条)の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項(上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項)に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項(上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項)の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 (2) 本市が発注した予定価格3億円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の建築工事で平成25年9月9日から同年10月29日までの間に開札するものの落札者(共同企業体の構成員を含む。)でないこと。
		その他	(1) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 (2) 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。
	共同企業体の結成基準	結成方式等	自主結成方式とし、構成員の数は2社とする。なお、構成員は、本件工事について結成された他の共同企業体の構成員でないこと。
		出資比率	各構成員の出資比率は、100分の30以上であること。
代表構成員の条件		共同企業体の代表構成員は、次の条件を満たす者であること。 (1) 平成25・26年度北九州市建設工事競争入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「020建築一式」の「総合評定値(P)」が900点以上であり、構成員中最大であること。 (2) 出資比率が構成員中最大であること。 (3) 本件建築工事に係る監理技術者(注5)(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。)にある者に限る。)を専任で配置することができること。また、配置予定技術者の変更は、原則として認めない。	
代表構成員以外の構成員の条件	本件建築工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)又は主任技術者(注6)(直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を専任で配置することができること。		
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課	
	期間	この公告の日から平成25年10月29日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで	
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成25年9月24日まで(日曜日等を除く。)の毎日午前9時から午後4時30分まで		
5 入札書の受付期間	(1) 平成25年10月3日及び同月4日 午前9時から午後7時まで		
	(2) 平成25年10月7日 午前9時から午後4時30分まで		
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課	
	日時	平成25年10月29日 午前9時	

7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。	
注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。		
注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可をいう。		
注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。		
注5 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。		
注6 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。		

北九州市公告第710号

一般競争入札により、小倉都心地区道路照明灯LED化工事（25-3）の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年9月11日

北九州市長 北橋 健治

1 工事概要	工事名	小倉都心地区道路照明灯LED化工事（25-3）
	工事場所	北九州市小倉北区古船場町ほか
	工事内容	道路照明灯LED化工事一式
	工期	請負契約締結の日から平成26年2月28日まで
	予定価格	1,913万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事に資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可（注3）を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注4）が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。
	実績	平成20年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績又は契約の実績があること。
手持工事等		（1）競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については本市が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条）の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項）に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2）Aランク業者については本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については本市が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）で平成25年9月9日から同年10月1日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	本件電気工事に係る監理技術者（注5）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（注6）（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。
	その他	（1）本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 （2）本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成25年10月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間		この公告の日から平成25年9月17日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで
5 入札書の受付期間		（1）平成25年9月26日及び同月27日 午前9時から午後7時まで （2）平成25年9月30日 午前9時から午後4時30分まで
	6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課 日時 平成25年10月1日 午前9時
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効		次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1）この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 （2）競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3）契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4）北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

9 その他	<p>(1) 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事に資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可をいう。</p> <p>注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注5 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。</p> <p>注6 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。</p>	

北九州市公告第711号

一般競争入札により、小倉都心地区道路照明灯LED化工事（25-1）の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年9月11日

北九州市長 北橋 健治

1 工事概要	工事名	小倉都心地区道路照明灯LED化工事（25-1）
	工事場所	北九州市小倉北区馬借三丁目ほか
	工事内容	道路照明灯LED化工事一式
	工期	請負契約締結の日から平成26年2月28日まで
	予定価格	1,797万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可（注3）を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注4）が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。
	実績	平成20年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績又は契約の実績があること。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成25年10月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
	期間	この公告の日から平成25年9月17日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	提出期間	この公告の日から平成25年9月17日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで
	受付期間	(1) 平成25年9月26日及び同月27日 午前9時から午後7時まで (2) 平成25年9月30日 午前9時から午後4時30分まで
5 入札書の受付期間	受付期間	(1) 平成25年9月26日及び同月27日 午前9時から午後7時まで (2) 平成25年9月30日 午前9時から午後4時30分まで
	開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課 日時 平成25年10月1日 午前9時10分
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成25年10月1日 午前9時10分
	最低制限価格	設ける。
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

9 その他	<p>(1) 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事に有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可をいう。</p> <p>注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注5 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。</p> <p>注6 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。</p>	

北九州市公告第712号

一般競争入札により、湯川赤坂線（小倉北区）道路照明灯LED化工事（25-1）の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年9月11日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	湯川赤坂線（小倉北区）道路照明灯LED化工事（25-1）
	工事場所	北九州市小倉北区下富野五丁目ほか
	工事内容	道路照明灯LED化工事一式
	工期	請負契約締結の日から平成26年2月7日まで
	予定価格	1,658万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可（注3）を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注4）が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。
	実績	平成20年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績又は契約の実績があること。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成25年10月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
	競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成25年9月17日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで
4 入札書の受付期間	(1)	平成25年9月26日及び同月27日 午前9時から午後7時まで
	(2)	平成25年9月30日 午前9時から午後4時30分まで
5 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成25年10月1日 午前9時20分
6 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
7 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。	
	(1)	この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
	(2)	競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
	(3)	契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
	(4)	北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

9 その他	<p>(1) 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可をいう。</p> <p>注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注5 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。</p> <p>注6 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。</p>	